

# 神栖市部活動の運営方針（令和6年5月改訂版）

令和6年5月  
神栖市教育委員会

## 1 適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底

### (1) 適切な休養日等の設定

#### ア 活動時間の上限の遵守

- 校長及び部顧問は、平日2時間、休日3時間、週11時間を上限とした範囲内で、活動時間（準備、片付け、移動時間を含まない。）を設定すること。
- 校長及び部顧問は、休日に1日の上限を超えて活動を実施した場合、他の休日に休養日を振替えること。また、祝日が含まれる週や、平日の大会等参加により1日の上限を超えて活動を実施した場合も、週の上限の範囲内となるよう活動時間を調整すること。
- 校長及び部顧問は、長期休業中においても、上記のとおり活動時間を設定する。

#### イ 朝の活動の原則禁止

- 校長及び部顧問は、原則として朝の活動は実施せず、放課後の限られた時間で実施する。
- 特例として朝の活動を実施する場合とは、大会等の直前であり、放課後のみの活動では施設等を使用できないケースとする。また、特例で朝の活動を実施する場合にも、1日の活動時間の上限の範囲内で実施すること。

#### ウ 休養日の設定

- 平日1日以上、休日1日以上、週当たり2日以上休養日を設けることを基本とする。
- 校長及び部顧問は、生徒が大会等への参加により休日に連続して活動した場合は、休日に休養日を振替える。ただし、公式大会において上位大会に進出し、上位大会が直後の1か月以内に控えている場合に限り、生徒が希望する場合は、校長の判断により、平日に休養日を振替えることも可とする。
- 校長及び部顧問は、長期休業中においても、上記のとおり休養日を設定する。加えて、長期休業期間中に、1週間以上の連続した長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

#### エ 休養の必要性の啓発

- 校長及び部顧問は、運動等の強度や活動時間などに応じて、休養が不足しないよう綿密な計画を月単位で立案する。

### (2) 学校単位で参加する大会等の見直し

#### ア 大会参加数の精選

- 部顧問は、参加する大会やコンクール等について、活動時間の上限を遵守し適切に休養日を確保することを考慮した上で設定し、毎月の活動計画に加えて作成し、校長に提出する。

#### イ 大会参加に係る事前確認・検証

- 校長は、大会参加数が過多でないか、休養日が適切に振替えられているか、生徒や顧問の負担が過度になっていないか等について厳格に判断し、適切な是正指導を行う。
- 市教育委員会は、各学校の活動計画・活動実績を調査する中で、必要な是正指導を行い、適切な運用を徹底する。

## ウ 宿泊を伴う遠征について

- 部活動単位で宿泊を伴う遠征を生徒が希望する場合は、校長の判断により下記の内容を満たすもののみ許可する。なお、活動時間に応じた休養日を必ず設定すること。
  - ・遠征範囲は、関東及び近県とする。
  - ・宿泊日数は、2泊までとする。女子の部活動においては、女性教員等の引率をつけるなどの配慮をすること。
  - ・保護者の同意を得ること。

## 2 適切な運営のための体制整備

### (1) 望ましい運営体制の構築

#### ア 生徒による主体的な企画・運営の導入

- 校長及び部顧問は、生徒・保護者に対し、部活動への加入は任意であることについて周知徹底する。
- 校長及び部顧問は、可能な限り、生徒が自ら活動計画等を立案し、運営・検証し、その過程で必要に応じて部顧問に技術指導等を求めるなどの運営体制を構築する。

#### イ 費用負担、部活動の位置づけの見直し

- 校長は、部活動に係る費用の徴収方法や、拠出の在り方について全保護者の理解を得るとともに、適切になるよう見直す。
- 校長は、生徒会費の拠出の在り方を見直すとともに、部活動未加入生徒やその保護者に十分配慮した仕組みとなるよう、必要な見直しを行う。
- 校長は、全保護者に対し、PTA・後援会・振興会等への加入前に部活動に係る費用の充当について説明し理解を得るとともに、部活動未加入生徒とその保護者に対し十分に配慮した取扱いとする。
- 地域移行期において、地域クラブで活動する生徒が、関係団体への登録費・大会参加費等を重複して納入することがないよう配慮する。

#### ウ 部顧問の委嘱等

- 校長は、教育課程の着実な実施とそれに付随する業務が効率的・効果的に推進できる組織体制を構築した上で、部活動指導員の配置状況を勘案しながら、可能な限り部活動加入生徒が充実した活動ができるよう体制づくりに配慮する。
- 校長は、各部の活動状況の把握に努めるとともに、生徒が安全に活動し、かつ生徒及び部顧問の負担が過度とならないよう、必要な支援と是正指導を行う。

### (2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

#### ア 部顧問対象研修の設定

- 市教育委員会及び学校においては、地域移行を視野に入れながら、必要な研修の機会を設定する。
- 学校は、部顧問対象の研修、部活動指導員の募集・研修等に協力する。

## イ リスクマネジメントのための専門的指導力を高める取組

- 運動部顧問は、計画的に休養日を設定することが必要なこと、また、過度の練習はスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。また、専門的知見の有資格者等と連携・協力して、成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。
- 文化部顧問は、生徒が生涯にわたって文化・芸術・科学等に親しむ基礎を培い、生徒がバーンアウト（燃え尽き症候群）することなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

## ウ 熱中症の防止

- 校長は、生徒の生活や健康に留意し、「熱中症予防運動方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、部活動の実施について適切に判断する。また、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。特に、暑さ指数(WBGT)が31℃以上の場合は、屋外・屋内の活動を原則として行わない。
- 市教育委員会及び校長は、高温や多湿時においては、大会や練習試合等、練習について、延期や見直し、中止等、柔軟な対応を行う。やむを得ない事情により開催する場合は、生徒の健康管理を徹底すること。万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合は、迅速かつ適切な対応を徹底する。

## エ 感染症対策

- 各競技団体や文化芸術団体等が作成するガイドライン及び別途通知が発出されている場合は、その通知内容を踏まえた取組を実施する。
- 生徒に風邪等の症状が見られる場合は参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導する。
- 別に国や県からの通知等により、活動の制限を求められる場合はこれに従う。

## オ 事故、体罰、ハラスメントの防止

- 校長及び部顧問は、部活動における、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・暴力・いじめ・暴言・ハラスメントの根絶を徹底する。
- 市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等を踏まえ、必要な支援及び是正指導を行う。

## (3) 方針・計画・実績の公表と検証

### ア 方針等の策定

- 校長は、「県運営方針」及び「市運営方針」に則り、毎年度、「学校方針」を策定する。
- 部顧問は、年間の活動計画、毎月の活動計画、毎月の活動実績を作成し、校長に提出する。
- 校長は、学校方針・年間活動計画、月間活動計画・月間活動実績を学校ホームページへ掲載し公表する。

### イ 活動状況の検証とフォローアップ

- 校長は、毎月の活動計画・活動実績により、必要な支援や是正指導を行うなど適切な運用を徹底する。
- 市教育委員会は、各学校の活動計画・活動実績を定期的に調査し、必要な支援や是正指導を行うなど適切な運用を徹底する。

### 3 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

#### (1) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

##### ア 多様な志向への対応例

- 校長及び部顧問は、生徒が複数のスポーツ・文化芸術活動等を幅広く経験できるよう努める。
- 校長及び部顧問は、活動日数や活動時間を不断に見直し、生徒が希望すれば、他の分野の部活動や、地域での活動も含めて様々な活動を同時に経験できるようにする。

##### イ 誰もが参加できる活動の工夫

- 校長及び部顧問は、生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむことを重視し、一人一人の特性に応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

#### (2) 地域移行の推進

##### ア 部活動時間の縮減等

- 市教育委員会及び校長は、生徒が部活動以外の様々な活動にも参加できるよう対策を講じる。
- 校長及び部顧問は、生徒が互いの志向が多様であることを認め合えるよう、生徒・保護者に対して理解を促す。

##### イ 地域移行と地域クラブ活動の環境整備への協力

- 市教育委員会は、県教育委員会が定める兼職兼業に係る要項に準じ、教員に対して、本人及び学校全体の公務の遂行に不均衡や支障を生じさせないなどの範囲において、兼職兼業について適切に承認する。
- 学校は、地域のスポーツ・文化芸術活動関係団体が主催する事業に可能な範囲で協力する。

### 4 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

#### (1) 複数顧問制の推進等

##### ア 部活動数の精選と複数顧問制の推進

- 校長は、生徒及び教員の数、部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、部活動数を精選するとともに、複数顧問交代による単独指導の原則を徹底する。

##### イ 部活動指導員の活用

- 教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員の任用に努め、学校に配置する。

##### ウ 休養日の振替の徹底

- 校長及び部顧問は、「1 - (1) 適切な休養日等の設定」で示した休養日の振替を徹底する。